

【フランス】スポーツクラブ等における未成年者の保護を強化する法律

海外立法情報課 奈良 詩織

* 2024 年 3 月、スポーツ指導者の犯罪歴の審査を強化し、またスポーツクラブ等運営者にスポーツ指導者の危険行為の通報義務を課すことで未成年者の保護を強化する法律が成立した。

1 制定の背景

フランスでは、スポーツの指導等に携わる者は高潔であること (*honorabilité*) を義務付けられ、所定の犯罪歴¹がある者は、関連する職務に就くことや運動・スポーツ施設 (*établissement d'activité physiques et sportives: EAPS*)²において未成年者 (18 歳未満) と関わるできない (スポーツ法典 L.第 212-9 条)。この規定の対象となるのは、①スポーツ指導者の職務 (運動・スポーツの練習、教育、指導又は統率に関する全ての職務) を遂行する者 (以下「スポーツ指導者」。監督、コーチ、トレーナー等)、②EAPS 運営者³、③審判員、④有料プール監視員、⑤EAPS において未成年者と関わる者である。このうち①は、職業としてのスポーツ指導者 (以下「職業指導者」) のみならず、フランスにおけるスポーツ指導者の約 9 割を占めるボランティアのスポーツ指導者 (以下「ボランティア指導者」) も対象となる⁴。しかし、職業指導者の犯罪歴は、職業証⁵の取得時から毎年、犯罪記録簿第 2 号票 (*bulletin n° 2 du casier judiciaire*)⁶及び「性犯罪又は暴力犯罪の加害者に関する司法情報ファイル (*fichier judiciaire automatisé des auteurs d'infractions sexuelles et violentes: FIJAISV*)」⁷により審査される一方、ボランティア指導者は、体系的に審査されていなかった⁸。そこで、2023 年 1 月 16 日、犯罪歴の審査方法をスポ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024 年 7 月 9 日である。

¹ 対象となる犯罪は、①人の生命の侵害 (殺人等)、②身体的・精神的完全性の侵害 (暴力、脅迫等)、③人を危険に陥れる行為 (被保護者遺棄等)、④人の自由の侵害 (他人の奴隷化等)、⑤人の尊厳の侵害 (差別行為等)、⑥未成年者及びその家族に対する侵害 (未成年者の置き去り等)、⑦強奪、⑧資金洗浄、⑨国民、国家及び公衆の平和の侵害 (スパイ行為、テロ行為等)、⑩麻薬運転等、⑪麻薬の不正使用及びその教唆等、⑫武器及び弾薬の製造等に関する現行法令の不遵守、⑬運動・スポーツの教育等に関する活動禁止の不遵守、⑭ドーピング及びその教唆、⑮スポーツ大会の安全を脅かす行為である。

² EAPS は、運動やスポーツを行うことができる場所や施設であり、スポーツクラブのほか、スポーツを行うことができるスポーツ用品レンタル店、学校の休校中や放課後等に未成年者の団体を受け入れる施設が該当する。

³ EAPS 運営者は、EAPS の事実上の、又は法的な責任者のことであり、団体の場合には会長及び経理担当者、企業等の場合には、その形態に応じて業務執行者、社長、副社長、取締役会長等が該当する。

⁴ 以下、改正理由等は、Jean-Jacques Lozach, *Sénat Rapport*, N° 699, 2023.6.7. <<https://www.senat.fr/rap/122-699/122-6991.pdf>>; Claudia Rouaux, *Assemblée nationale Rapport*, N° 2203, 2024.2.14. <https://www.assemblee-nationale.fr/dyn/16/rapports/cion-cedu/116b2203_rapport-fond.pdf>及び審議において提出された修正案を参照した。

⁵ 一定の職業について、行政機関等により交付され、当該職業への従事に当たり必要な証明書。スポーツ指導者の場合には、県地方長官に届け出た者に交付され、5 年間有効である (スポーツ法典 R.第 212-85 条、R.第 212-86 条)。

⁶ 犯罪記録簿 (*casier judiciaire*) は犯罪記録のデータベースであり、その第 2 号票には、一部を除く全ての有罪判決及び科された行政罰が登録されており、主に行政機関が閲覧することができる。登録期間は刑罰の重さにより異なり、最も長い拘禁刑 1 年以上の場合には 10 年間 (再犯の場合は 20 年間) である。一部の重大な犯罪 (未成年者に対する殺人・暴力、性犯罪等) を除く犯罪については、判決確定から 6 か月後以降、登録削除を請求できる。

⁷ FIJAISV は、性犯罪又は暴力犯罪について有罪判決を言い渡され、5 年以上の拘禁刑を科された者を登録する電子ファイルである。登録期間は刑罰の重さによって異なり、10 年以上の禁錮刑の場合には 30 年間、その他の刑罰の場合には 20 年間、加害者が加害当時に未成年者であった場合には 10 年間である。

⁸ ボランティア指導者の犯罪歴については、犯罪記録簿第 2 号票の参照は行われず、FIJAISV の参照によってのみ審査され、また審査対象は各スポーツ連盟が交付する登録証 (当該連盟及びその加盟団体の活動及び運営に参加する権利を与えるもの (スポーツ法典 L.第 131-6 条)) の保持者に限られるなど、不十分な点が指摘されていた。

スポーツ法典に明記することで、スポーツ指導者等の高潔さを強化するための法律案が提出され、修正案により第2条が追加された上で「スポーツにおける未成年者の保護及び高潔さを強化するための2024年3月8日の法律第2024-201号」(全2か条)⁹が成立した(同月10日施行)。

2 法律第2024-201号によるスポーツ法典の改正内容

(1) スポーツの指導等に携わる者の犯罪歴の審査の方法の明記(第1条)

第1条は、ボランティア指導者やEAPS内で未成年者と関わる者を含め、スポーツの指導等に携わる全ての者の犯罪歴について、犯罪記録簿第2号票及びFIJAISVの確認により、毎年¹⁰審査することをスポーツ法典に定める(同法典L第212-9条の改正)。この審査方法は、未成年者を受け入れる社会的・社会医療的施設で実施されている方法と同一である¹¹。また、対象となる犯罪について外国で有罪判決が確定した場合にも欠格事由に当たるものとした。このほか、性犯罪及び暴力犯罪の確定した有罪判決について、犯罪記録簿第2号票から削除された後も当該判決がFIJAISVに登録されている場合には、当該欠格の理由となり得ることが定められた。

(2) 危険行為があった場合のEAPS運営者の通報義務と制裁の導入(第2条)

従来、フランスでは、EAPSの利用者、会員、選手等の身体的又は精神的な安全又は健康を害するような危険な行為(以下「危険行為」)を行ったスポーツ指導者等に対して職務遂行を禁ずることができたが(スポーツ法典L第212-13条)、危険行為を知らずながら行政機関に通報せず、いかなる対処もしなかったEAPS運営者を処罰することはできなかった。第2条は、危険行為に関するEAPS運営者の通報義務を法律に明記し、また危険行為を知らずに対処しなかったEAPS運営者に対する制裁を導入するものである。その内容は、次のとおりである。

EAPS運営者は、自らのEAPSにおいて、スポーツ指導者等による危険行為があった場合には、遅滞なく行政機関に通報しなければならない(同法典L第322-4-1条の創設)。^①EAPS運営者がこの義務を怠った場合、^②EAPS運営者自身による危険行為があった場合又は^③EAPS運営者が、自らのEAPSにおいて、犯罪歴を理由とする欠格や危険行為を理由とする活動禁止を言い渡された職業指導者を雇用し、若しくはそのようなボランティア指導者の関与を認める場合には、行政機関からEAPSの運営を禁じられる可能性がある(同法典L第322-3条の改正)。EAPSの運営を禁じられた者が、禁止命令を無視してEAPSを運営した場合(間接的な運営も含む。)には、拘禁刑1年及び罰金15,000ユーロが科される(同法典L第322-4条の改正)¹²。

このほか、認定されたスポーツ連盟にも、EAPS運営者と同様に、スポーツ指導者の危険行為について行政機関への通報義務が課される(同法典L第131-8-1条の改正)。

⁹ Loi n° 2024-201 du 8 mars 2024 visant à renforcer la protection des mineurs et l'honorabilité dans le sport. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000049251465>>

¹⁰ 特にボランティア指導者は、同じEAPSの中で同じ職務に長期間就くことが多いとされることから、犯罪歴の審査を毎年実施する必要性が指摘されていた。

¹¹ フランスでは、所定の犯罪歴がある者は、児童社会扶助機関(日本の児童相談所に相当する。)等の社会的・社会医療的施設の運営又は当該施設における従事(ボランティアを含む。)を認められず、犯罪歴は、職務を開始する前及び職務遂行中に、定期的に犯罪記録簿第2号票及びFIJAISVにより審査される(社会福祉・家族法典L第133-6条)。対象となる犯罪は、前掲注(1)に列挙する犯罪の①～⑥、⑨、麻薬の不正使用の教唆、贈収賄、文書偽造等である。奈良詩織「児童保護に関するフランスの法律」『外国の立法』No.298, 2023.12, pp.42, 54-57. <<https://doi.org/10.11501/13116451>> 未成年者に対して指導を行うスポーツ指導者は、スポーツ法典L第212-9条に加えて、社会福祉・家族法典L第133-6条の適用対象ともなる。

¹² フランスでは、量刑は、法定刑を上限として裁判所が決定する。また、1ユーロは約168円(令和6年7月分報告省令レート)。